

みまもり・ねっと

No.146

江戸川区消費者センター
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1階
相談電話 03-5662-7637

これって催眠商法(SF商法)かも?!

<事例>

空き店舗に新しく入った店で、健康食品の安売り販売会が行われていた。お得だと思い通っていたら、最終的に高額な商品を買ってしまった。



催眠療法(SF商法)とは

締め切った会場に人を集め、「無料配付」や「安価」で商品を提供して雰囲気を盛り上げ、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品やサービスを契約させる手口です。



催眠商法(SF商法)での契約トラブルにあう人の大半は熟年者です

これには熟年者が抱える「健康への不安」「経済的な不安」「日常的な寂しさ」などが背景にあると考えられるため、周囲の見守りが大切です。

気をつけて!「無料」「安売り」には理由があります

- 「無料」「安売り」につられ安易に会場に足を運ぶのは要注意です。
- 通い続けて顔見知りになると、強く勧誘されたときに断り切れなくなる場合があります。
- 契約日を含め8日間はクーリング・オフが可能なケースがあります。
※詳しくは消費者センターにご相談ください。



消費者センターからの
アドバイス

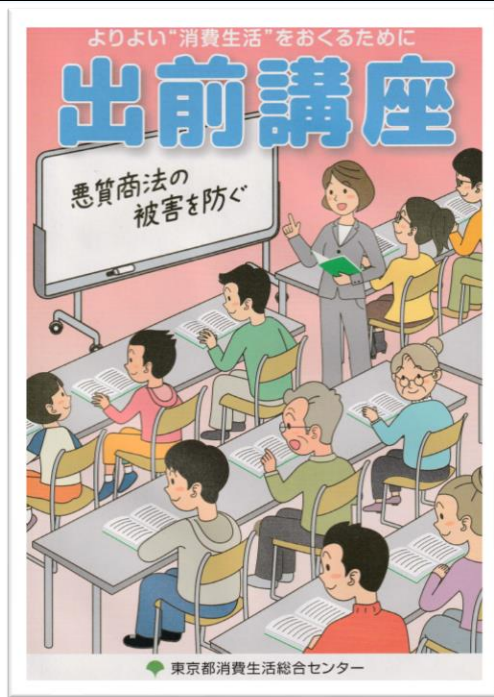
トラブルやお困りの際には、消費者センターに相談してください

江戸川区内10名以上の団体様対象

<消費者問題の出前講座>

1年度につき1回まで講座費用を江戸川区が負担します。

※予算の都合上、定数を超えた場合申込を締め切らせていただく場合があります。



詳しくは下記まで電話にてお問合せください

(江戸川区消費者センター) **03-5662-7635**

出前寄席・講座申込窓口 平日 9:00~17:00

身近な事故の注意報

地震による家具・家電の転倒防止対策はできていますか？

家庭内で固定されていない家具・家電は、強い地震の揺れにより、倒れたり移動したりして、ケガの危険だけでなく、避難経路を妨げる可能性もあります。

家具・家電に「突っ張り棒」「L字家具」「固定ベルト」などの固定器具を使って転倒防止対策をしておくことが非常に大切です。(参考:国民生活センター発行「くらしの危険」)



困ったときは 迷わず相談！
江戸川区消費者センター

03-5662-7637

(相談専用電話 平日 9:00~16:00)

または
消費者ホットラインへ

188

(局番なし)